

## (案)

新宿区国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条から付則第7条まで 略</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p>	<p>第1条から付則第7条まで 略</p>
<p>第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の傷病手当金（以下「傷病手当金」という。）の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた金額）とする。</u></p> <p><u>ただし、支給しようとする健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1</u></p>	<p>（新設）</p>

<p>円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額)を超えるときは、その金額とする。</p>	
<p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p>	
<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p>	
<p>第9条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる日</u> 保険者には、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p>	(新設)
<p>第10条 前条に規定する被保険者が、<u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を、それぞれ支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p>	(新設)
<p>2 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</p>	
<p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の付則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用する。